



おおいた



護国神社の手水舎

目次

■ 倫理綱領	2
■ 新年のご挨拶	
大分県社会保険労務士会長	3
全国社会保険労務士会連合会長	4
大分労働局長	5
日本年金機構 大分・別府・佐伯・日田年金事務所長	6
全国健康保険協会 大分支部長	7
■ 行政からのお知らせ（大分労働局）	8～9
■ 行政からのお知らせ（全国健康保険協会 大分支部）	10
■ 研修報告	11
■ 支部だより	12～14
■ 新入会員紹介	15～16
■ 電子申請に関するアンケート結果	16～20
■ 令和3年度社会保険労務士推進月間事業	21
■ 県会だより	
・諸会議報告	21～22
・事業・連合会・九州地域協議会・その他	22
・会員処分の公示・会員のうごき	23
■ 編集後記	23

社会保険労務士 倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し常に人格の陶冶^{とうや}にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識^{かんよう}の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門的知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。
業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

社会保険の職域を保持し、業務侵害行為に対応するため
関係行政機関等へ諸手続きを行うにあたり

- 証票および会員証を携行しましょう。
- 会員徽章（バッジ）を着用しましょう。

新年のご挨拶



会長 塙 貴夫

皆さま、明けましておめでとうございます。

2022年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの影響が残る中で、新しい年を迎えることになりました。世界中で、多くの人々が生存の危機と生活の困難に直面している現状で、今年も昨年に引き続いて対策に迫られる一年になろうかと思いますが、会員の皆さまには、ご自分自身とご家族、従業員を守り、また周囲の大切な方々を守りながら、健やかな日々を過ごして頂きたいです。そのために、皆さまお一人お一人が、新型コロナウイルスの感染防止や拡大阻止のためにできることを今一度確認して、コロナ禍を共に乗り越えて頂きたいと願っています。

中小企業を取り巻く環境は、IT化をはじめ様々なビジネスの形が考えられないほどの速度で変化しています。私たち社会保険労務士も、関与する企業に対し常に新しい情報提供を行ない日々の業務にあたらなければなりません。また、働き方や、仕事のやり方、もっと言えばビジネスとして何をなさなければならないのか、ということそのものが変質したなと感じています。このような状況のなか、社会保険労務士として、関与する企業や従業員の皆さまに寄り添っていく方法や、考え方、サービスを模索していきつつ、格段に難しくなっているご相談事案に対し、一つ一つ向き合っていかなければなりません。

本会においてもそのような変化に対応するため、全国社会保険労務士会連合会が運営する「働き方改革推進本部」及び「デジタル化推進本部」の活動に積極的に参加し、会員の皆さまと情報を共有し、関与先の対応に活かしていただきたいと思います。また、昨年に引き続き社会保険労務士制度推進の一環として、セミナーの開催や広報など、社会保険労務士の専門性のPRを広く行って参りたいと考えています。

2022年はどのような年になるのでしょうか。見えない敵には退散していただき、早期に普通の経済活動ができる環境になることを願いつつ、この不透明な時代に、社会保険労務士としてできることを会員の皆さまと考えながら前に進んでいきたいです。

皆さまのご健勝と益々のご発展を心よりお祈りいたします。新しい年もどうぞよろしくお願いいたします。



新年のご挨拶



全国社会保険労務士会連合会

大野 実 会長

塙会長はじめ、大分県社会保険労務士会の皆様には、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染され、今なお療養をつづけられている皆様にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた皆様に心からのご冥福をお祈り申し上げます。

長引くコロナ禍の中で迎える令和4年ですが、最新の世界経済の動向に目を向けますと、「従来の10年分の変化が1年で発生する時代」と言われるように、ITをはじめ様々なビジネスの形がこれまでの常識では考えられないほどの速度で変化していることを踏まえ、私たち社労士も、関与する企業とともにこの変化に対応すべく日々の業務にあたらなければなりません。

また、連合会では、同時にこれから先の5年、10年の我が国社会の姿を見据えながら、会員の皆様の業務を支援し、社労士の社会的地位の向上を実現するための各種の事業を展開していかねばならないと考えております。

政府においては、引き続き新型コロナウイルス感染症の対策を主要施策としつつ、少子高齢化社会に対応するための「働き方改革」の推進と、マイナンバーカードの普及をはじめとする「デジタル社会」の推進に注力することとしていることを踏まえ、連合会では、これらの施策は我々社労士の専門分野であることから、昨年設置いたしました働き方改革推進本部、デジタル化推進本部による取り組みを強化し、2月から3月にかけて、各種のフォーラムを開催し、企業の労使の皆様をはじめ、広く国民の皆様には、社労士の専門性を発信していくこととしております。

また、コーポレートメッセージに掲げる「人を大切にする企業づくり」について、人材の確保・定着という経営上の課題を抱える中小企業・小規模事業者の皆様が、私たち社労士に具体的にどのようなご相談をいただくことができ、この課題を解消していくことができるのかを知っていただくための相談会、セミナー等の事業を展開してまいります。

更に、これからのグローバル社会の進展という視点では、私たち社労士も、企業ひいては我が国社会の維持発展に貢献していくため、「SDGs」、「ビジネスと人権」等、新たな価値を理解して、これらを踏まえた対応をしていくことで、国民の皆様からの信頼をゆるぎないものとしていかなければなりません。

会員の皆様には引き続き本年も連合会の事業運営にお力添えをお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとって実り多き一年になりますことをお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶



大分労働局

中山 晶彦 局長

新年あけましておめでとうございます。

大分県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、労働行政の円滑な推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、これまで、数次の感染拡大を繰り返しており、経済や雇用情勢、生活様式に至るまで大きな影響を与えています。新年を迎える今もなお、コロナ禍にあり、引き続き、感染防止対策を確実に実行することが求められています。新年、新年度になりますと、申請・届出が増える時季となりますので、会員の皆様には、電子申請につきまして一層の利用をお願いいたします。



また、雇用情勢を見ますと、有効求人倍率（令和3年10月）は、全国1.15倍である一方、本県では1.19倍と高水準であり、新規の求人に改善の動きがみられますが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要な状況にあります。当局では事業主の皆様には雇用維持に取り組んでいただけるよう、雇用調整助成金や産業雇用安定助成金等の各種助成金の活用促進を図っているところでありますので、円滑な申請が行われますよう、引き続きご協力をお願い申し上げます。

このようなコロナ禍の中ではありますが、厚生労働省では、政府が掲げる誰もが活躍できる「ニッポン一億総活躍社会」の実現に向けた最大のチャレンジとして、引き続き、「働き方改革」の推進に取り組んでいるところでございます。

働き方改革関連法については、これまでに、時間外労働の上限規制や、年次有給休暇の年5日の確実な取得などが、順次施行されております。また、昨年4月からは、同一企業内でいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で不合理な待遇差を設けることを禁止する、同一労働同一賃金が中小企業にも適用されたところです。

社会保険労務士の皆様には、働き方改革推進支援センターにおいて、中小企業等を対象とした個別訪問によるきめ細かい相談支援の実施にご協力をいただいているところですが、働き方改革を実現する上で、労働関係法令の専門家であり、企業や働く方々と直接かかわる社会保険労務士の役割は、益々大きくなってまいります。今後も、企業や働く方々が、法律の改正事項を含め、社会・経済環境の変化に対応できるよう、専門的見地からの御支援を引き続きよろしく願いいたします。

結びに、大分県社会保険労務士会の御発展と会員皆様の御健勝、御多幸をお祈り申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶



大分年金事務所
久保 直人 所長

日本年金機構

大分年金事務所	久保 直人	所長
別府年金事務所	濱崎 淳一	所長
佐伯年金事務所	匹田 賢司	所長
日田年金事務所	松永 和久	所長

新年明けましておめでとうございます。

令和4年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

大分県社会保険労務士会並びに会員の皆様方には、平素より日本年金機構の事業運営に格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、年金事務所における年金相談窓口の運営、並びに「街角の年金相談センター中津（オフィス）」の運営にご協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

我が国では今、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ様々な対応を求められていますが、日本年金機構における、昨年の取組を振り返ってみますと、年金を正しく確実に支給し、安定した国民生活が営まれるよう貢献していくという決意を込め、「社会の安定・安心への貢献」を組織目標に掲げ、様々な取組を進めてまいりました。

具体的には、若年者への納付対策の徹底などによる国民年金保険料の納付率の向上、厚生年金保険の適用促進対策の徹底、無年金防止の取組など、基幹業務の推進に取組むとともに、新型コロナウイルスの影響を踏まえた保険料の免除・猶予の特例措置にも取組んでいます。

加えて、コロナ過においてもお客様に安心して手続き等を行っていただくため、各種手続きの電子申請の利用促進やインターネットによる年金相談予約の実施等、サービスオンライン化を中心としたオンラインビジネスモデルの推進にも取組んできました。

制度改正につきましては、一昨年、高齢期でも働く意欲のある方が増えるなどの社会・経済の変化に対応した制度を構築するため、短時間労働者の適用拡大等を行う年金制度改革法が成立しました。

これにともない、令和4年4月からは、現在60歳から70歳までとされている年金受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳までに拡大するなどの見直しが行われます。

また、令和4年10月からは短時間労働者の適用拡大について、現行の企業規模500人超企業から企業規模100人越えの企業に引き下げられます。

今年度におきましても、大分県内の年金事務所では全職員が一体となり、制度改革事項の円滑な実施と、昨年と同様に基幹業務の推進に取組んで参りますので、貴会の一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、大分県社会保険労務士会の益々のご発展と、会員の皆様方のご活躍、ご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶



全国健康保険協会大分支部

中村 光政 支部長

新年 明けましておめでとうございます。

令和4年の新春を寿ぎ、謹んでお慶び申し上げます。

大分県社会保険労務士会並びに会員の皆さまにおかれましては、平素より私ども協会けんぽの事業運営につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

旧年中は、被扶養者資格の再確認業務や被保険者証の早期回収、特定健診・保健指導等の実施におきましてご協力を賜り感謝申し上げます。本年も引き続きご支援のほどよろしくお願い申し上げます。



さて、新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種が全国的に進んでおりますが、感染防止対策が引き続き必要な状況であり、経済情勢の悪化など協会けんぽの財政状況にも影響を与えております。

このような状況に加えまして、依然としてわが国の国民医療費は、急速な高齢化や医療の高度化等により増加の一途をたどっており、医療保険を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。国民皆保険を維持するためには、疾病予防・健康づくりの取り組みを推進し、健康寿命の延伸や医療費適正化が急務であります。

大分支部では、現役世代から健康づくりに取り組むことが重要視されている状況に鑑み、一社一健康宣言事業を行っており、健康経営の実現のため、職員が訪問する等、健康づくりのサポートをさせていただいております。令和4年度については、事業所の健康課題に応じた項目を宣言いただく為、宣言事業所へ事業所カルテをエントリー時に提供するなど、健康づくりの支援により具体的に取り組むことで、事業主様・加入者様の「ヘルス・リテラシー」を高め、健康づくりがさらに推進されと考えております。

また、この一社一健康宣言事業の展開等、保険者機能を更に発揮・強化して、事業主様・加入者様の健康づくりをより推進していくためには、社会保険労務士の皆さまと私ども協会けんぽが様々な場面において連携、協力する必要がある、引き続きご専門のお立場から現場のご意見等もお聞かせいただき、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆さまが益々ご健勝でご活躍されますとともに、大分県社会保険労務士会の益々のご発展を祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



大分労働局 雇用環境・均等室よりお知らせ

男性の育児休業取得促進へ向けて

育児・介護休業法が改正されました

「産後パパ育休」制度が創設されました

子の出生後8週間以内に4週間まで取得できます



育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する**研修の実施**
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（**相談窓口設置**）
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休**制度と育児休業取得促進に関する方針の周知**

● 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

令和4年4月1日施行

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

現 行

- (育児休業の場合)
- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

令和4年4月1日～

- (1)の要件を撤廃し、(2)のみに
- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い
(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は
労使協定の締結により除外可)
- ※※育児休業給付についても同様に緩和

令和4年10月1日施行

3 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休（R4.10.1～） 育休とは別に取得可能	育休制度 （R4.10.1～）	育休制度 （現行）
対 象 期 間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 （最長2歳）まで	原則子が1歳 （最長2歳）まで
申 出 期 限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分 割 取 得	分割して2回取得可能 （初めにまとめて申し出ることが必要）	分割して 2回取得可能 （取得の際にそれぞれ申出）	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合 に限り、労働者が合意した範 囲で休業中に就業することが 可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を 柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に 限定
1歳以降の 再取得		特別な事情があ る場合に限り 再取得可能	再取得不可

令和5年4月1日施行

5 従業員数1,000人超の企業は、育児休業取得状況の公表が義務になります



大分労働局 雇用環境・均等室 担当 | 近藤・二宮 ☎ 097(532)4025 FAX 097(573)8666
☎ 870-0037 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階

従業員の健康は利益を生む

一社一健康宣言により、大分県健康経営を一緒に推進しませんか？

協会けんぽ大分支部の加入者一人当たり医療費は、全国の中でも高い傾向にあり、医療費の適正化が喫緊の課題となっています。

（大分支部の令和2年度の一人当たり医療費は、全国4位です。）

大分支部では、事業所において、従業員が体調を崩すと生産性の低下につながるという健康経営®の考え方から、保険者として健康経営に向けたフォローと事業所主体の健康増進に向けた協働した取り組み（コラボヘルス）として、「一社一健康宣言」事業を開始し、県内に健康経営の考えを浸透させるための取り組みを強化しています。

◆「健康経営」とは◆

従業員の健康増進に、事業主が率先して配慮することにより、従業員の健康意識を向上させ、行動変容を促すことで、健康で活力ある企業を目指す経営スタイルです。

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康経営のメリットには、**生産性の向上**（欠勤率の低下、体調不良者の減少）、**イメージアップ**（企業ブランド価値の向上、リクルート効果）、**リスクマネジメント**（事故予防、労災発生の防止）など、様々なものがあります。事業所内で実践することで、感染症対策や働き方改革にもつながります。

平成25年度より全国に先駆けてスタートした「一社一健康宣言」は、平成26年度より大分県と連携し事業を推進することで、登録事業所は年々増加しており、現在は約**1,900社**の事業所が登録しています。宣言（登録）いただいた事業所のサポートとして、

- ・スタートグッズ「宣言書（掲示用ポスター）」と「サポートブック」の提供
- ・社内または同業種の健康状態を把握できる「健康診断シート」
- ・事業所の健康課題や取り組みを保健師と相談する「健康経営サポート」

など、多様なツールを整えています。

まずは、県内の事業所が一社一健康宣言からはじめ、将来的に大分県健康経営事業所認定や、経済産業省健康経営優良法人認定を受けられるような環境を整備するため、健康経営の普及促進に向け、ご協力いただきますようお願いいたします。

一社一健康宣言の詳細については、協会けんぽ大分支部のホームページにてご確認ください。

協会けんぽ 大分 一社

検索



全国健康保険協会 大分支部
協会けんぽ

一社一健康宣言マーク

第1回研修(オンライン)の開講

「企業に求められる労働時間管理と労働時間規制への対応」

講師：社会保険労務士法人大野事務所
パートナー社員 野田 好伸

コロナ禍においてテレワークを強いられるなど、大企業を想定していたような勤務体制の整備や労働時間制度の設計を迫られた中小企業も多かったのではないのでしょうか。大野事務所でも、在宅勤務制度や時差勤務制度を導入し、現在も運用している状況にあります。

2019年に働き方改革関連法が施行され、罰則付きの時間外労働の上限規制、年休の取得義務化、長時間労働者への健康管理措置など、企業に求められる内容は複雑、多岐に渡るものとなっています。勤怠管理システムが進化しているとはいえ、正しい理解のもとでシステム設定がされなければ、結果として不適切な運用となり、未払い賃金の発生原因となります。

今回のセミナーでは、管理者研修時に触れておきたい労働時間等の基礎知識、時間外労働等の上限規制や過重労働基準、各種労働時間制の運用上の留意点、労務診断実施時のチェックポイント、IPO予定企業の最新の労働時間管理方法および上場企業に求められる管理レベル、行政指導事例や裁判例について、相談・診断業務での実体験や顧客との協議を通じて感じたこと、専門家・実務家としての留意点など交えながら、企業に求められる労働時間管理体制等について解説しました。



九地協研修(オンライン)を受講して

大分西支部 荒井 公美

今年度の九州・沖縄地域協議会の研修は、事前に収録された動画をオンデマンド配信し、10月6日から11月2日までの約1か月間視聴できるという異例の形式で行われました。

第1部は、税理士・公認会計士の野田文美先生による「社労士が知っておくべき決算書の基本とポイント」と題する講演で、決算書の見方や『黒字倒産はなぜ起きる?』など興味深いお話がありました。中でも、税務申告は原則『発生主義』の説明は、会計知識の乏しい私にとって衝撃的な内容でした。

第2部は、講師の野田先生と福岡県会研修委員長による対談で、テーマは「経営者とともに経営の悩みを解決する方法」でした。税理士の先生が企業の将来像を経営者と共に描きながら経営指導をする姿勢に触れ、社労士も目先のことにのみ囚われず、将来の展望を見据えて労務管理を指導していくべきだとつくづく感じました。また、インボイス制度の説明では、今後の会計処理や手続きについて大変よく理解できました。

2時間の研修でしたが、沢山の気づきを与えていただき、実り多いものでした。ただ、来年度こそは、県外で対面式の研修を受講し、終了後には仲間と美味しい食事を楽しむことができる会であって欲しいと願っています。

支部だより



大分東

OITAHIGASHI

支部長 小翠 好恵

新年明けましておめでとうございます。

大分東支部は、引き続きのコロナ禍で思うように活動はできていません。オンラインでの研修は少し敷居が高いし、懇親会をする勇気もないまま年を越してしまいました。会員の皆様には何のご案内もできず申し訳なく思っています。

そんな中、昨年4月から開業会員3名、勤務会員4名の入会がありました。早く顔合わせの機会を持ちたいところです。

例年通り大分商工会議所依頼の総合労働相談に毎月1回会員1名が対応しています。相談者が一人もいないという日もありますが、どんな相談にも対応すべく資料を準備して待機しています。

研修のオンライン化、電子申請の促進など、会員同士の交流の機会が少なくなっていると感じています。ハローワークや監督署などで会員の方と顔を合わせることがあればチャンスです。自己紹介、近況報告、情報収集、質問などいかがでしょうか。お互いにマスク着用なら声をかけてもいいと思います。

今年もどうぞ宜しくお願いいたします。



大分西

OITANISHI

支部長 阿部 直成

新春のお喜びを申し上げます。本年もよろしくお願いいたします。

今年度も、コロナ禍にあり、予定している活動がほとんど出来ずに一年が経とうとしております。

今年は、60年に一度の「壬寅（みずのえとら）」にあたる年とされています。「壬（みずのえ）」とは、悠々と流れる大河や、止まることのない海流のように大きく動く水であり、流動するイメージを持っています。今年こそは、希望を持って、会員の皆様と協力し、会の発展のためにも、活動していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

**別府**

BEPPU

支部長 小犬丸 智明

新年あけましておめでとうございます。

昨年も、ほとんどの支部会や研修会は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止してきました。

支部会、研修会や懇親会の中止は、支部の組織としての一体感や支部会員同士の交流の機会を著しく損ないました。支部役員としても、「何とか・・・」という思いはありますが、感染症対策の観点より支部会等の開催はできませんでした。

しかし、これを書いている昨年11月末には新規感染者の発生もないとともに、大分県からも「対策をとれば大人数もOK」との判断が出ました。わが別府支部では「社労士も飲食店を応援する」という名の下で12月の忘年会を実施しました。(当然、感染症対策をして！)

今年こそは、昨年の忘年会を皮切りに少しずつでも新型コロナの発生前の日常を取り戻したいと思います。まずは、感染症対策をした支部会・研修会を増やしていきたいとともに、支部会員の交流の場である懇親会を行いたいと思います。

**中津**

NAKATSU

支部長 埴 貴夫

新年あけましておめでとうございます。

昨年末はコロナウイルスの感染拡大が縮小し、いよいよこれからと思っていた矢先に新たな変異株が蔓延し始めました。本年もなかなか大変な1年になるのではと感じています。

中津支部は昨年も主な活動はできず、支部会員とほぼお会いすることなく1年を経過しました。以前は行政機関に手続に行った際に支部会員と顔を合わせることが多々ありましたが、このご時世では仕方がありません。ただ、これを機に電子申請に取り組む会員が増えることを期待しています。デジタル化の波は私たち社労士にも確実に来ているので、乗り遅れないように様々な取組みを考えていきたいと思っています。





南部

NANBU

支部長 江畑 哲文

報告事項がありませんので、個人的な随想ということで。

まだまだコロナの影響が色濃く残っており、去年は支部活動も会員同士の交流も全くできない状態でした。年が変わり令和3年度も終盤を迎えましたが、今回の県会賀詞交換会も中止が決定され、会員同士の情報交換や雑談もできず、残念でなりません。支部においては、次回の支部総会には何とか懇親会も行えないかと考えています。新しい仲間も増えている中、語らいの場を作らねばと思っています。

急速なIT化には若い力が無ければついていけない、と感じ始めて数年が立ちました。ZOOMや電子申請だけで一杯一杯です。並行して土業の存続さえも論じられています。旧態依然の社労士ではやっていけないと思うものの、気力と年が足らない。「コンサルを主体に」「本を出したい」「テレワークによる全国展開を」。このような新しい社労士像を見据える若い人達が増えていることにはワクワクします。

しかしながら、1・2号業務を主とする社労士はまだまだ社会から必要とされています。次代に繋げられる準備ができるまで、もう少し頑張りましょう。



日田

HITA

支部長 島田 順子

新年あけましておめでとうございます。

日田支部では、毎月第2水曜日に日田商工会議所で無料労働相談会を行っております。

相談者が少ない状況が続いており、今後の課題なのかなと感じております。コロナの影響により4月に支部総会を行った以外、支部としての活動は行っていません。次回は報告できればと思います。

地球温暖化防止のためにCO₂削減が急がれ、企業のSDGs活動が活発になっています。世界ではEV車への開発が急ピッチに進む中、トヨタは日本の発電が火力中心であること、再生エネルギーのコストや設備維持等の問題により、水素エンジン車も並行して開発に臨んでいるそうです。また、それは雇用維持にもつながるとのことです。これから先、中小企業においてもCO₂削減の影響は避けられないと思います。日本の低賃金・デジタル化の遅れ等たくさんの問題が表面化しています。私たち社労士においても対応能力を身につけるために、学びは大切なことだと感じております。



■ 新入会員紹介 ■

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 社会保険労務士になった動機 | ④ 今思うこと（抱負、夢など） |
| ② 自己PR | ⑤ 困っていること。 |
| ③ 健康法又は好きな食物 | ⑥ その他 |



水島 光昭（ミズシマ ミツアキ）
（勤務等）

【大分東支部】

大分東支部の水島（みずしま）光昭（みつあき）です。再度の登録となります。戦後最大のベビーブームに生まれた団塊世代です。社会保険労務士になった動機はバブル崩壊後の経済不況の中で私を含めて多数の方が失業を余儀なくされました。この件以降、労働者・生活者の為に何か出来ないかと考え資格を取りました。

人生100年時代に入り長く健康でありたいし、社会のお役に立ちたいと考えております。今、介護の職場で勤務しながら高齢者や従事者のために勤務社労士として働いています。

食生活に注意し好きなバナナを食べ、大分トリニータのファンとして元気に活動していきたいと思っております。

宜しく申し上げます。



末廣 竜也（スエヒロ タツヤ）
S 47.12.22 生（勤務等）

【大分東支部】

- ① 実家が社労士事務所なので興味を持ちました。
- ② 若干のんびりした性格です。趣味の卓球でも勝ち負けにはこだわられません。
- ③ 夜は小食にして寝てる間は胃腸を休めるようにしています。
- ④ 日々知識のアップデートをしていきたいです。
- ⑤ 庭の砂利を除けて舗装にしていますが大仕事です。
- ⑥ よろしく申し上げます。



麻生 寿明（アソウ トシアキ）
（勤務等）

【大分東支部】

- ① 健康保険や厚生年金が給料から控除されているのに、それがどういうことなのか詳しく知らなかった為、知識を広げるために社会保険労務士に興味を持ちました。
- ② パソコンの知識が多少あるので、電子申請や給与ソフトの利用に抵抗がありません。社会保険労務士以外のスキルや経験も活かしつつ、業務に携わっていきたいです。
- ③ 腸内環境を整えるために、オートミールを食べ始めました。
- ④ 社会保険労務士の業務を通して、お客様の事業の発展に貢献できればと思っています。適切なアドバイスや迅速な対応をするためには、常にアンテナを張って情報を取り入れる必要があると思います。その部分が大変ですが、やりがいを持って取り組んでいきたいです。
- ⑤ 体力が落ちていること。子育てに体力を使うので、仕事に支障が出ないようにするのが大変です。
- ⑥ 宜しく願いいたします。



脇川 正也 (ワキカワ マサヤ)
(開業)

【大分東支部】

この度は11月より大分東支部へ入りました脇川正也と申します。宜しくお
願い申し上げます。本試験受験を志したのは、30代の頃、働いていた会
社が、有限会社であったにも拘わらず、社会保険は元より労働保険につい
ても未加入とあって、結果として私も離職の際に基本手当を受給出来なかつ
たり、不利益を被る事になりました。こうしたことから自身の将来を憂い、
65才を過ぎても少しでも長く働けることや、私のような憂き目に遭う方が一
人でも減るようにと考えるに至り、社労士試験合格を目指すことを決意致し
ました。

好きな食べ物は寿司、うどん・そば、ホットケーキでして、健康法は毎日
やっていますが、大分川河川敷を夕刻に歩く事です。

私の長所であり強みではありますが、偏に“行動力”及び“諦めの悪さ”かと
心得ます。因みに本試験も10回目にしてようやく栄冠を掴むに至りました。

なにぶん実務経験も皆目なく、右も左も分かりませんが、地道に一步一步
進んで参る所存であります。一つ今後とも宜しくお願い申し上げます。

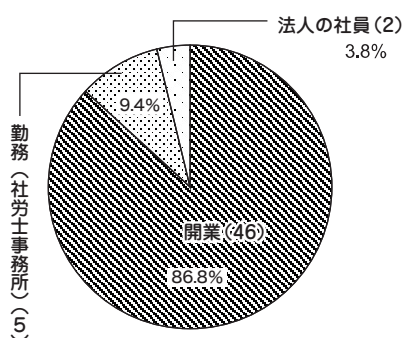
電子申請に関するアンケート結果

令和3年10月に実施しました電子申請に関するアンケートにご協力いただきまして
ありがとうございます。結果53名の方からご回答をいただきました。
この情報を参考に、今後の電子申請の推進に努めさせていただきます。

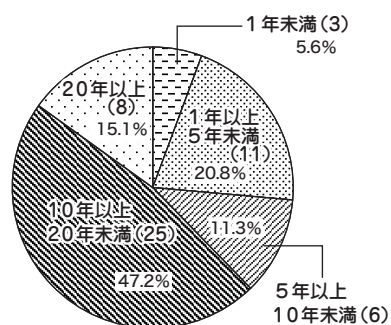
事業委員長 仲尾 卓二

1. 回答者の内訳

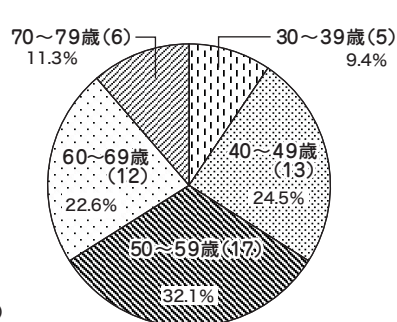
(1) 社労士登録の種類別



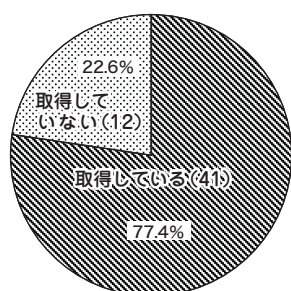
(2) 登録年数



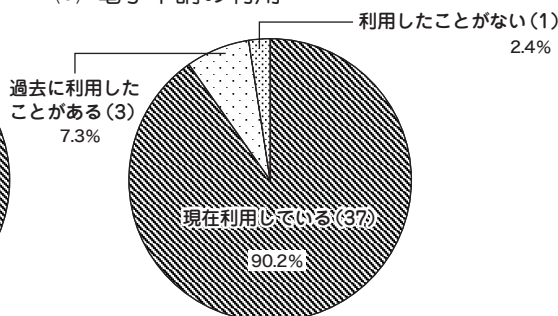
(3) 年齢



(4) 電子証明書の取得

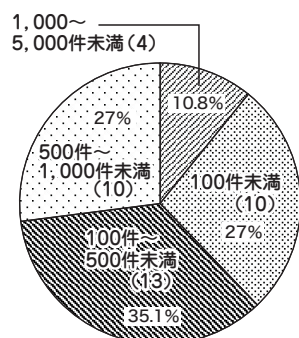


(5) 電子申請の利用

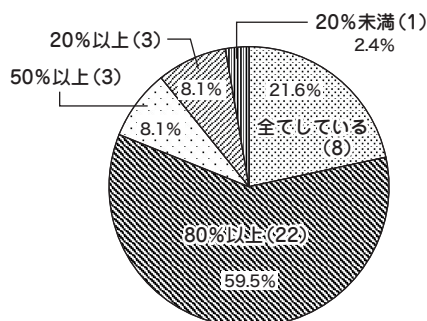


2. 電子申請を利用している会員

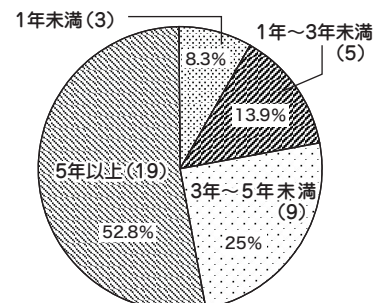
(1) 電子申請の年間申請件数



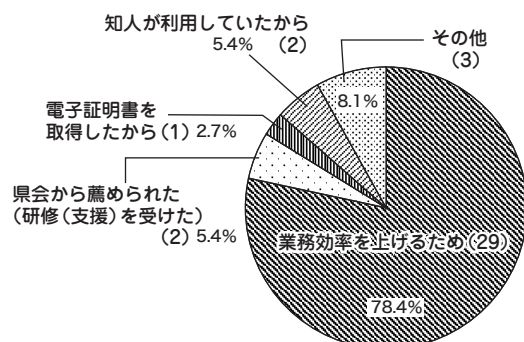
(2) 電子申請をしている割合



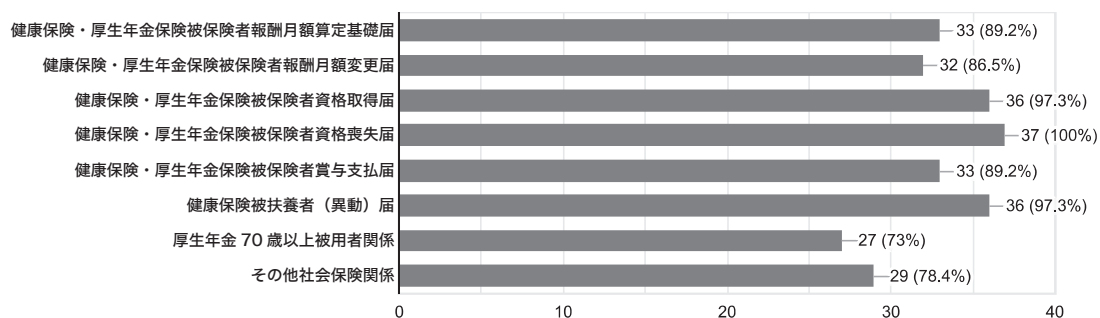
(3) 電子申請の利用を始めてからの経過年数



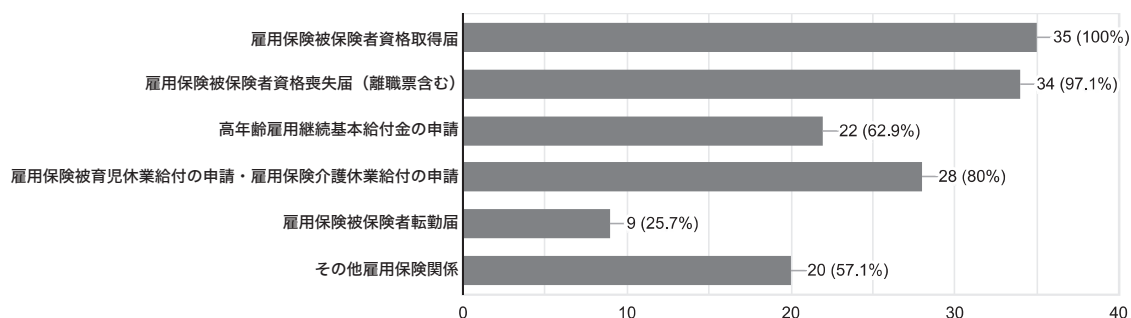
(4) 電子申請を始めたきっかけ



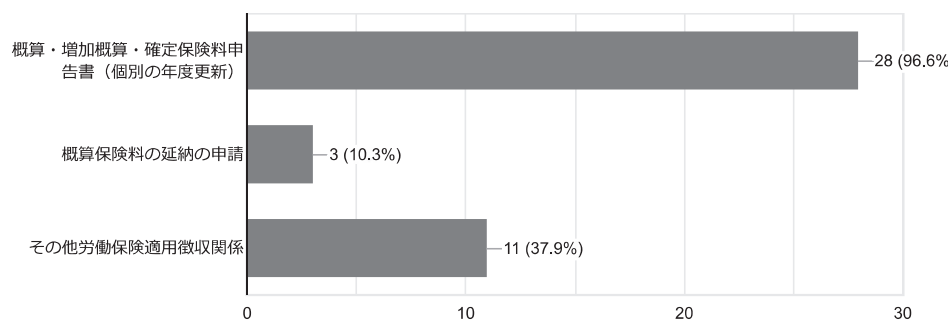
(5) 電子申請の利用実績 / 社会保険関係 (複数回答可)



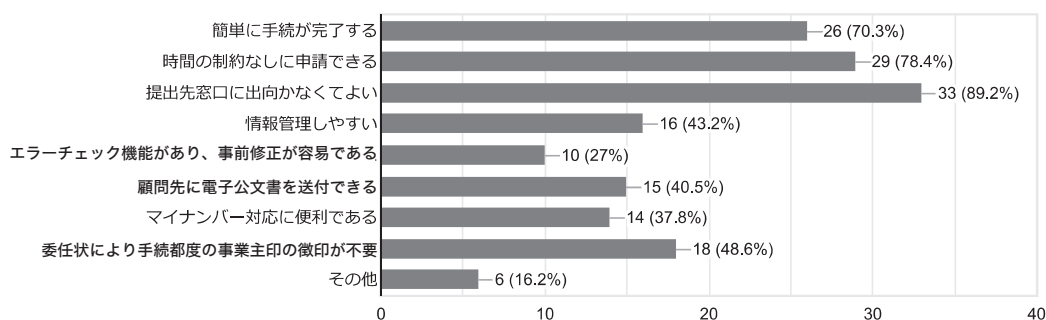
(6) 電子申請の利用実績 / 雇用保険関係 (複数回答可)



(7) 電子申請の利用実績 / 労働保険適用徴収関係（複数回答可）

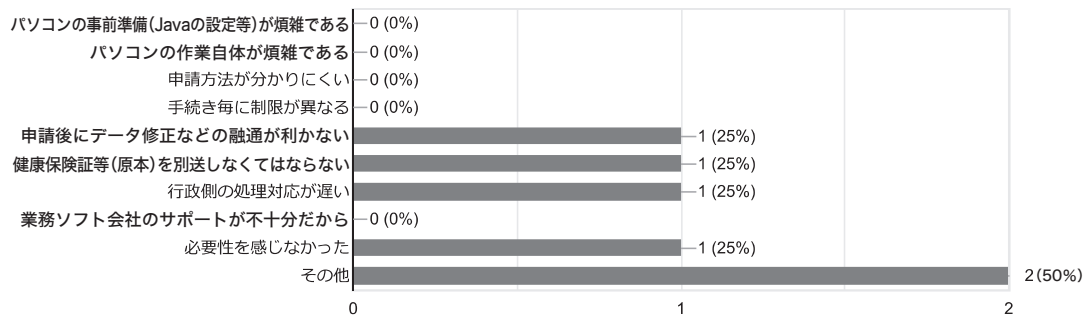


(8) 電子申請が便利だと思う理由（複数回答可）



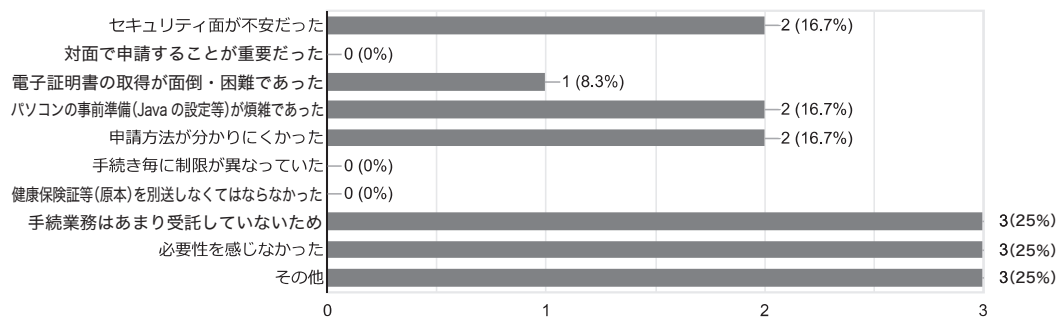
3. 電子申請を利用していない会員（電子証明書を持っている方も含む）

(1) 電子申請を利用しない（しなくなった）理由（複数回答可）

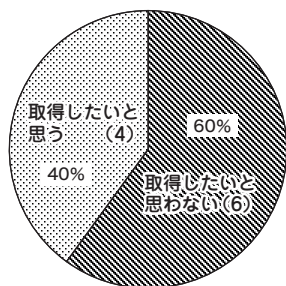


4. 電子証明書を取得していない会員

(1) 電子証明書を取得しなかった理由（複数回答可）

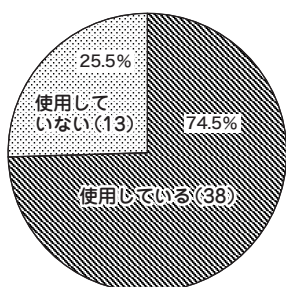


(2) 今後の電子証明書の取得意向

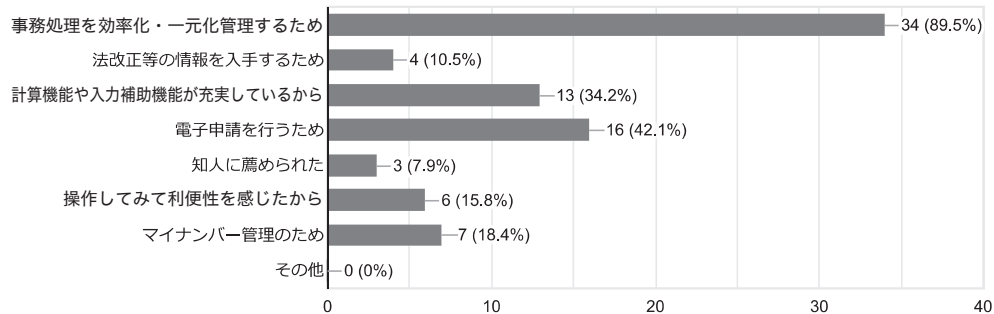


5. 社労士ソフト申請方法について

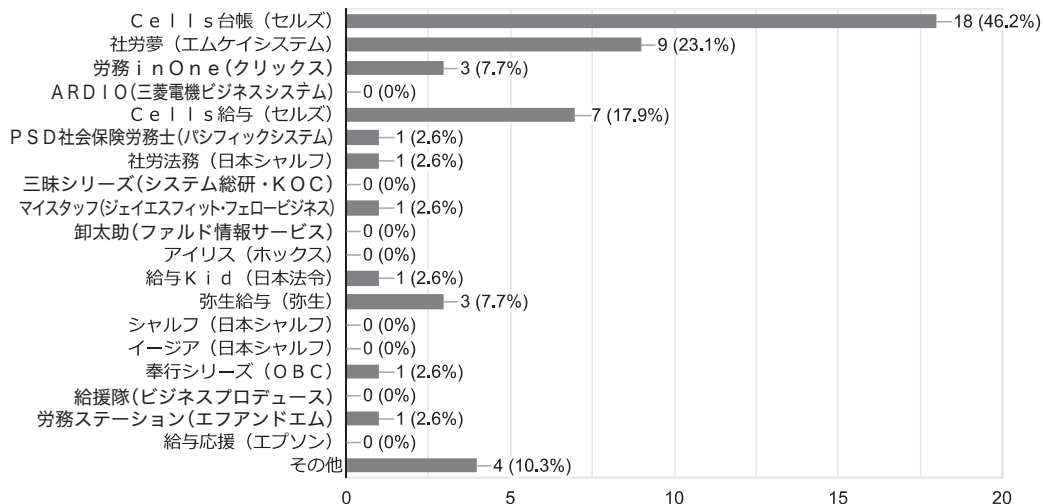
(1) 業務ソフト（社労士用）の使用状況



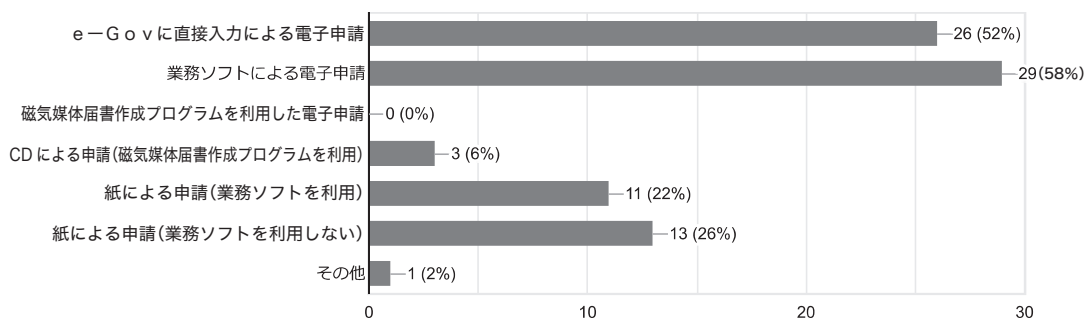
(2) 業務ソフトを導入したきっかけ（複数回答可）



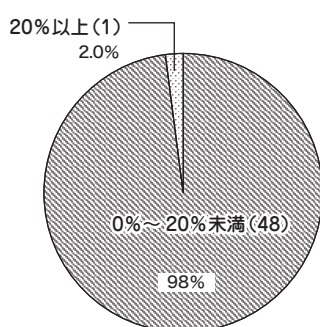
(3) 使用している業務ソフト / ソフト名（複数回答可）



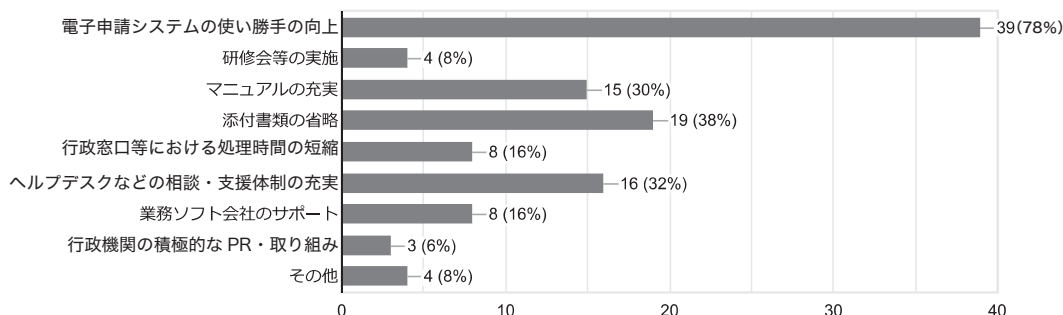
(4) 労働保険・社会保険の申請方法（複数回答可）



(5) 県外からの受託比率



(6) 電子申請のさらなる普及のために必要なこと（複数回答可）



お知らせ

**全国社会保険労務士会連合会 “社会保険労務士向け”・“関与先企業様向け”
「使用者賠償責任保険制度」のご案内**

(使用者賠償責任保険・雇用関連賠償責任保険)

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●労災認定を受けない場合であっても、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛（それに起因する身体の障害を含みます。）または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

●お問い合わせ先(提携募集代理店):東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)公務広域法人部

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F

・電話番号 フリーダイヤル 0120-015-466 IP電話からは03-3243-7025(受付:平日9時～17時)

・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

TAC 使用者賠償責任保険 で 検索

※保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がございましたら代理店におたずねください。

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス(TEL 03-6225-4873)

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

2020年12月作成 20-TC07377

令和3年度社会保険労務士推進月間事業

◆OAB「じもっとOITA」に出演し、社労士の仕事や大分県社会保険労務士会に設置している大分働き方改革推進支援センターのPRを行いました。(11月12日放送)

出演された塙会長、仲尾副会長、緒方副会長、青柳センター長、スタジオ収録お疲れ様でした。



◆大分県社会保険労務士会初となるCM(15秒)「社労士は明るい未来へのお手伝いをします編」を放送しました。OAB放送期間：11月20日～12月10日(全20回)



大分県社労士会CM 検索

携帯電話・スマホの方は

こちらから→



(CM絵コンテ)

県会だより

■ 諸会議報告

● 理事会

第5回

開催日 令和3年8月27日(金)
議 題
・令和3年度推進月間事業
・令和3年度研修
・令和3年度電子申請の支援
・社労士会労働紛争解決センター大分の設立
・その他
(1) 会員からの意見書
(2) 会員からの文書

第6回

開催日 令和3年10月8日(金)
議 題
・令和3年度推進月間事業
・電子申請のアンケート
・県会ホームページのサーバー
・その他
(1) 会員からの要求書

● 事業委員会

第1回

開催日 令和3年8月19日(木)
議 題
・令和3年度事業
(1) 社労士会労働紛争解決センター大分の設立
(2) 出前授業
・令和3年度推進月間事業
・電子申請の支援

第2回

開催日 令和3年10月1日(金)
議 題
・令和3年度推進月間事業
(1) CMの配信方法
・電子申請のアンケート

●研修委員会

第1回

開催日 令和3年7月7日(水)
議 題 ・令和3年度研修計画
・第1回研修(日時・テーマ・講師)
・九地協(日時・テーマ・講師)

第2回

開催日 令和3年9月10日(金)
議 題 ・第1回研修(日時・テーマ・講師)
(1) 事業説明の依頼
(2) 九州各県会への研修案内
・第2、3回研修(日時・テーマ・講師)
・新人研修

●広報委員会

第2回

開催日 令和3年10月14日(木)
議 題 ・令和3年度推進月間事業の広報
(1) 放送期間(案)
(2) CMのテーマ
・会報56号(令和4年1月号)

●HPリニューアル部会

第1回

開催日 令和3年11月16日(火)
議 題 ・県会ホームページのリニューアル
ホームページ制作会社のプレゼン
テーション

■ 事 業

◎総合労働相談・年金相談センター

		(担当)	(件数)		(担当)	(件数)
◆大分東・西 支 部	7月14日	齋藤(智)	0件	7月28日	安藤	1件
	8月11日	齋藤(恵)	0件	8月25日	河野(建)	1件
	9月 8日	齋藤(信)	0件	9月22日	原井	1件
	10月13日	堤	0件	10月27日	古山	0件
	11月10日	茨木	1件	11月24日	福島	2件
◆別府支部	7月14日	伊藤・伊崎	2件	8月11日	伊崎・上田	1件
	8月20日	小犬丸	0件	8月27日	福田	0件
	9月 8日	三浦・森本	1件	10月13日	小犬丸・利光	1件
	11月10日	上田・山田	1件			
◆中津支部	7月 7日	溝江	0件	8月 4日	福	0件
	9月 1日	溝江	1件	11月10日	溝江	0件
◆日田支部	7月14日	佐藤・藤澤(幸)	0件	8月11日	高瀬・藤澤(久)	0件
	9月 8日	蒲池・友成	0件	10月13日	高瀬・島田	0件
	11月10日	佐藤・島田	0件			

■ 連合会・九地協・その他

◎連合会主催会議

9月 7日(火) 理事会	Web	出席者：埴
10月 4日(月) 第1回デジタル化推進本部会議	Web	出席者：埴、仲尾、小犬丸
10月12日(火) 第1回働き方改革推進本部会議	Web	出席者：埴、緒方、甲斐

◎九州地域協議会会議関連

7月28日(水) 第2回研修企画会議	Web	出席者：埴
9月24日(金) 第2回会長会議	Web	出席者：埴
9月24日(金) 第3回研修企画会議	Web	出席者：緒方
11月18日(木) 九州・沖縄地域協議会	鹿児島	出席者：埴、仲尾、緒方、安部
11月19日(金) 事務局長会議	鹿児島	出席者：安部

《会員の処分の公示》

会則第42条第1項並びに会費滞納会員処分規程第2条及び第4条に基づき、以下のとおり処分いたしました。

なお、会費滞納会員処分規程に基づき九州厚生局長、大分労働局長、全国社会保険労務士会連合会に報告いたしました。

《会員の処分の状況》

氏 名	登録番号	区分・支部	処 分
中野 卓弥	44020005	中津・勤務等	会員権停止（令和3年6月27日～令和4年6月26日）
木藤 智樹	44070007	大分東・開業	会員権停止（令和3年4月28日～令和4年4月27日）

■ 会員のうごき

◎入会者	大分東支部	瀧野 欣一郎	（開 業）	令和 3年 7月 1日
	大分東支部	水島 光昭	（勤務等）	令和 3年 8月 1日
	大分東支部	脇川 正也	（開 業）	令和 3年11月 1日
	大分東支部	末廣 竜也	（勤務等）	令和 3年12月 1日
	大分東支部	麻生 寿明	（勤務等）	令和 3年12月 1日

◎変更者	別 府 支 部	池邊 茂治	（開業→法人の社員）	令和 3年10月 1日
	別 府 支 部	上田 雄三	（開業→法人の社員）	令和 3年10月 1日

◎退会者	大分西支部	山下 孝信	（勤務等）	令和 3年 9月30日
------	-------	-------	-------	-------------

◎法人入会	社会保険労務士法人You & I			令和 3年10月 1日
-------	------------------	--	--	-------------

◎個人・法人 会員数（令和3年12月1日現在）

開業 177名 法人の社員 25名 勤務等 70名 計272名 16法人

編集後記

新型コロナが発生して2年が経ちました。この2年間に、新型コロナの感染を防ぐため、マスクの着用・こまめな消毒などの生活面や身体的距離の確保やオンラインの利用など職場環境面が大きく変わりました。広報委員会も委員や事務局の協力によりWeb会議など業務の変革をしてきました。次は「新しい風を取り入れる」ということで、各委員の意見を取り入れ「楽しい会報」を作っていきたいと思います。牛歩で変わる広報委員会をご期待ください。

P.S.編集後記を委員の持ち回りで書くように次の広報委員会で（委員長権限で）提案をしたいと思います。次回の編集後記の結果をご期待ください。



広報委員長
小犬丸 智明

報酬口座振替システム

社労士報酬専用商品なので
使い勝手が良く、ご利用料金も割安です！

報酬口座振替システム
利用開始までの流れ



社労士事務所向け

システムの特長は
こちらの動画を
ご覧ください！

ナビゲーター さくら

■ 口座振替システム3つのメリット



集金事務の
合理化



自動振替で
確実回収



集金時の
リスク回避

下記は10月振替分からのご利用料金です。(消費税は別途必要) ※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

項目	単位	ご利用料金	請求件数	料金
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき	2,000円	10件	3,120円
委託手数料	請求1件につき	112円	30件	5,360円
振替金送金手数料 (日本システム収納 から貴事務所まで)	—	無料	50件	7,600円

「労働保険事務組合・給与計算・コンサルティング」などの会社をお持ちの社労士さまへのお得な情報!!

関係法人用一般Eタイプ

■当システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所対象

■当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定！【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 112円】

「利用のお申込み」「資料の閲覧」
「ご利用料金試算」は、日本システム収納 (NSS)
のホームページから簡単にできます。

日本システム収納

検索

口座振替社労士紹介 キャンペーン!

実施期間
2021年4月
～2021年9月

ご紹介いただいた社労士さまが「NSS報酬口座振替システム」へお申込みいただいた場合、
ご紹介元※・ご紹介先の社労士さまへのお礼として「QUOカード2,000円分」を進呈いたします。
※「ご紹介元」は、現在「NSS報酬口座振替システム」をご利用中の社労士さまを対象とします。

〔制度運営者〕 全国社会保険労務士会連合会共済会

お問合せ先
〔委託先会社〕

大同生命グループ
NSS 日本システム収納株式会社



《フリーダイヤル》(平日 9:00～17:00)



0120-700-676

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

社会保険労務士
賠償責任保険制度とは

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。

2021年度募集要項

● 保険期間

2021年12月1日午後4時～2022年12月1日午後4時

● 中途加入について (毎月中途加入可)

毎月1日～25日申込締切、翌月1日補償開始

※11月1日加入のみ10月7日締切

● ご加入手続

2021年度よりWebでのお申込みになりました！

お申込み方法については、有限会社エス・アール・サービス
HPをご確認ください。

取扱代理店

有限会社エス・アール・サービス

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町

3-2-12 社会保険労務士会館10階

☎ 03-6225-4873

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(幹事保険会社)

(担当) 広域法人部法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

☎ 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

サイバーリスク保険(特約)好評販売中!

*この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険のパフレットをご覧ください。詳細は保険約款(約款につきましてはWEB約款となります。有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。)によりませんが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>

社労士専用ページログインID: 2015sr パスワード: 4873hoken